



甲佐町社会福祉協議会への寄附金 減税効果が大きくなりました

☆ 企業等法人が寄附した場合

本会への寄附は、社会貢献活動となり、法人税上の損金算入ができます。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

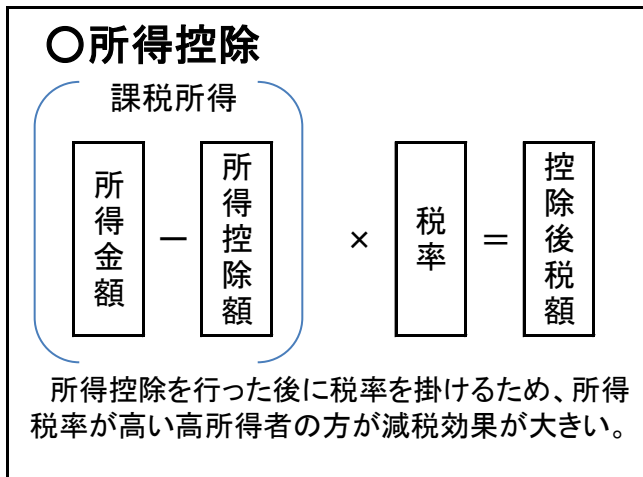
☆ 個人の方が寄附した場合

本会への寄附は、所得税及び住民税において寄附金控除を受けることができます。

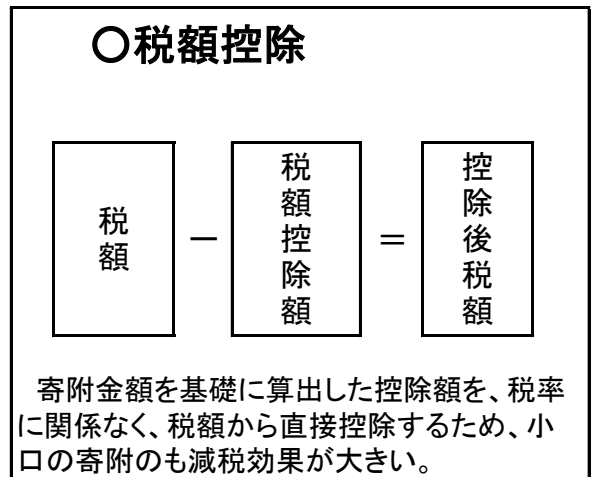
所得税では、所得控除か税額控除のいずれかで控除を受けることができるようになりました。

甲佐町社会福祉協議会は税額控除を受ける団体として、
平成24年11月20日付けで熊本県から証明を受けています。

(これまでの寄附金控除制度)



(新たな寄附金控除制度)



○ 税額控除の計算方法

$$\left[\text{税額控除対象寄附金}(\text{※1}) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\text{※2})$$

この額が、所得税額から控除されます。(25%を限度)

※1 税額控除対象寄附金 : 税額控除対象法人への寄附金額

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。



住民税控除

住民税控除

の計算方法

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}4\% =$$

個人県民税控除額

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}6\% =$$

個人町民税控除額

- ・ 控除を受けるには申告が必要です。
- ・ 社協がお渡しする寄附金の領収書と税額控除に係る証明書が必要です。大切に保管して下さい。
- ・ 寄附金は、社会福祉協議会の事業を行ううえで、大きな支えです。ご協力ありがとうございます。